### 低所得者の軽減制度が適用される例

## 国保の被保険者(加入者)が1人の場合

【40歳代で給与収入が125万円】

軽減判定所得:125万円-55万円(給与所得控除)

=70万円(軽減判定所得)

70万円 > 43万円

…7割軽減は非該当

70万円 ≦ 72万円

…5割軽減に該当

**.** 

【P37 「軽減判定所得」の計算式より】

均等割・平等割合計額が 85,600円 から 42,800円 になります。

(所得割は別途課税されます。税率についてはP33を参照ください。)



### 例2 国保の被保険者(加入者)が1人の場合

【65歳以上で年金収入が125万円】

軽減判定所得:125万円-110万円(公的年金控除)-15万円(特別控除) =**0円**(軽減判定所得)

0円 ≦ 43万円 …7割軽減に該当

均等割・平等割合計額が 68.000円 から 20.300円 になります。

### 例3 国保の被保険者(加入者)が夫婦2人の場合

【世帯主:65歳以上で年金収入が180万円】 【配偶者:65歳以上で年金収入が145万円】

軽減判定所得: 世帯主 (180万円-110万円 (公的年金控除)-15万円 (特別控除)=55万円)…①

配偶者 (145万円-110万円 (公的年金控除)-15万円 (特別控除)=20万円)…②

① + ② = 75万円(軽減判定所得)

75万円 > 53万円 …7割軽減は非該当

75万円 ≦ 111万円

…5割軽減に該当



【P37 「軽減判定所得」の計算式より】

均等割・平等割合計額が 107,200円 から 53,600円 になります。

(所得割は別途課税されます。税率についてはP33を参照ください。)

メモとしてご利用ください

# 後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険税の経過措置

後期高齢者医療制度が創設されたことによって、国民健康保険に加入する人の保険税が急に増えることがないよう、下記の経過措置があります。

### 所得の低い人の保険税の軽減について

国保から後期高齢者医療制度に移行した人がいる場合、その人の 所得を含めて軽減判定を行います。

保険税の軽減を受けている世帯で、国保被保険者から後期高齢者 医療制度に移行した人がいるとき、世帯構成や収入状況が変わらな ければ、国民健康保険に残った人の保険税は、移行前と同様の軽減を 受けることができます。

### 保険税の平等割の軽減について

同じ世帯で、国保被保険者から後期高齢者医療制度に移行した人がいて、その結果、国保被保険者が1人となったときは、国保に残った人の保険税のうち、医療給付費分及び後期高齢者支援金分の平等割が5年間半額となり、その後の3年間は、平等割の4分の1の額を減額します。

#### 被用者保険の被扶養者であった人の減免制度について

被用者保険(全国健康保険協会・健康保険組合・共済組合など)の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者(65歳以上75歳未満)が新たに国民健康保険に加入する場合、申請いただくことにより、次のとおり、保険税の減免を受けることができます。

1 所得割の全額(当面の間)

ることで2分の1とします。

- 2 均等割の2分の1 (資格取得日から24か月まで)
- 3 平等割の2分の1 (資格取得日から24か月まで)
- ※3については65歳以上の被扶養者のみの世帯に限る

注意:2と3については、7割・5割軽減に該当する世帯は除きます。 また、2割軽減に該当する世帯は、さらに3割を軽減し、合計す

38